

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う 入院給付金・入院治療給付金等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患されたみなさま、および関係者のみなさまに、謹んでお見舞い申し上げます。

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 永島 英器）は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う入院給付金・入院治療給付金等の取扱いについて、以下のとおりお知らせいたします。

1. 「みなし入院」による入院給付金・入院治療給付金等の取扱いについて

今般、政府により、新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に位置づけられることとなっております。

位置づけの変更に伴い、新型コロナウイルス感染症は、感染症法の規定を根拠に講じられている「入院勧告・措置」等が適用されなくなることをふまえ、5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合の入院給付金・入院治療給付金等の取扱いについては、約款上の「入院」の定義に基づくこととし、「みなし入院」としてお支払いする特別取扱いを収束いたします。

< 「みなし入院」による入院給付金・入院治療給付金等のお支払対象 >

医師による診断日		
2022年9月25日以前	2022年9月26日 ～2023年5月7日	2023年5月8日以降
全員の方が対象	以下の重症化リスクの高い方が対象 ・65歳以上の方 ・入院を要する方 ・重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新たに酸素投与が必要と、医師が判断する方 ・妊婦の方	対象外 (病院等に入院された場合はお支払対象)

詳細は、当社公式ホームページならびに2022年9月9日リリース「新型コロナウイルス感染に伴う「みなし入院」による入院給付金・入院治療給付金等の取扱いについて」をご参照ください

ホームページ：<https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/news/topics/information03.html>

リリース：https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/news/release/2022/pdf/20220909_01.pdf

2. 今回の対応の背景

当社では、新型コロナウイルス感染症と医師から診断され、病院への入院が必要であるにもかかわらず、医師や保健所等の判断により宿泊施設または自宅等で入院と同等の療養を行なった場合に、その療養を「入院」とみなして入院給付金・入院治療給付金等をお支払いする特別取扱い（「みなし入院」）を行なっております。

当社の約款上、入院給付金・入院治療給付金等のお支払対象となる「入院」は、「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」と定義しています。

宿泊施設または自宅等での療養は、約款上の「入院」の定義に該当しないものの、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当し「入院勧告・措置」等の対象であること、入院が必要であるにもかかわらず病床のひっ迫等の事情により入院することができない状況が発生していること等をふまえ、お客さま保護の観点から、約款の柔軟な解釈・適用として、宿泊施設または自宅等での療養を「入院」と同等とみなしてお支払いする特別取扱いを行なってまいりました。

今後の「5類感染症」への位置づけの変更に伴い、特段の事情の変更がなければ、新型コロナウイルス感染症は「入院勧告・措置」等が適用されなくなることから、入院給付金・入院治療給付金等について、約款上の「入院」の定義に基づきお支払いする（「みなし入院」としてお支払いする特別取扱いを収束する）ことといたしました。

なお、今後特段の事情が生じ、政府が方針を見直したことにより、本プレスリリースの内容に変更が生じた場合には、改めてお知らせいたします。

※災害死亡保険金等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合の災害死亡保険金等のお支払いの取扱いについては、個人保険・団体保険とも変更はありません。財形保険については、取扱いを終了いたします。詳しくは当社公式ホームページをご参照ください

URL : <https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/news/topics/information03.html>

以上